

新型コロナに 関連するお知らせ

日 最新情報をチェックできます

英 You can check the latest information

越 Bạn có thể kiểm tra thông tin mới nhất

中 您可以查看最新信息

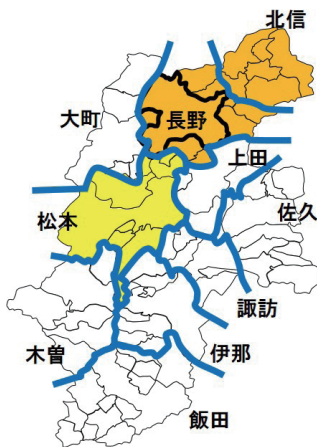


このチラシ
中野市HP

北信圏域に「新型コロナウイルス警報」 が発出されました

新型コロナウイルスの感染者が相次いで確認されています。北信圏域においては直近1週間（11月5日～11日）の新規感染者数が13人、人口10万人当たり15.81人となり、今後のさらなる感染拡大に警戒が必要であることから、県は北信圏域の感染警戒レベルをレベル3に引き上げ、11月12日に「新型コロナウイルス警報」を発出しました。

なお、レベル3は、**徹底的な感染防止策を講じつつ、社会経済活動との両立を図るために全力を尽くしていく段階**です。



…感染警戒レベル2
…感染警戒レベル3
<11月12日発出>

感染拡大防止のお願い

01

信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。

- ・会食、飲み会では感染リスクの高い行動を避けるように努めてください。
- ・店舗などが講じている感染防止策にご協力ください。

02

感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください。

03

発熱などの症状があり、心配な時は、まずはかかりつけ医又は受診・相談センター（北信保健所）などに電話でご相談ください。

04

事業所での対策の徹底をお願いします。

- ・休憩時間など居場所の切り替えりによる気の緩みや環境変化にご注意ください。
- ・感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう努めてください。

感染リスクが高まる

「5つの場面」

新型コロナウイルス感染症対策分科会から「感染リスクが高まる5つの場面」の提言がありました。

これらの場面では、きちんと対策を講じ、感染予防に努めましょう。

場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話。
- マスクなしで昼カラオケなどでの感染事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面① 飲酒を伴う懇親会など

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下。また聴覚が鈍麻し大きな声になりやすい。
- 区切られた空間に、長時間、大人数が滞在。
- 回し飲みや箸などの共用。



場面② 大人数や長時間に及ぶ飲食

- 長時間に及ぶ飲食、接待を伴う飲食は短時間の食事に比べ感染リスクが高い。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では大声になり飛沫が飛びやすくなる。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 長時間に渡り閉鎖空間が共有される狭い空間での共同生活。
- 寮の部屋やトイレなど共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事で休憩時間に入った時など、気の緩みや環境の変化。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告されている。



各種相談先

発熱、倦怠感などの症状がある
受診・相談センター 0269-67-0249
24時間

どのような相談でも
お困りごと相談センター 026-235-7077
8:30～17:15(土日・祝日除く)

感染予防、健康に関する相談
一般健康相談窓口 026-235-7278
8:30～17:15(土日・祝日含む)

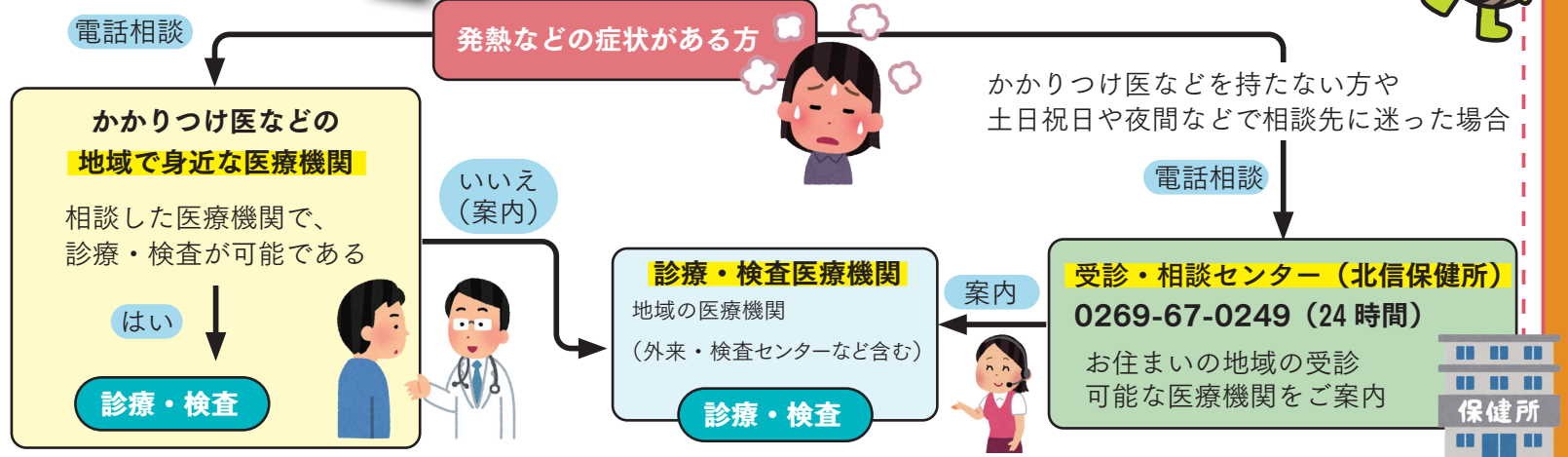
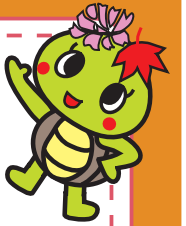
眠れない、不安で落ち着かない
こころの相談 026-227-1810
8:30～17:15(土日・祝日除く)

中学生・高校生対象
LINE相談窓口
「ひとりでも悩まないで@長野」
毎週水曜日 17:00-21:00



新型コロナ流行下における 季節性インフルエンザ流行期の 新たな相談・受診・検査の流れ

発熱などの症状がある方は、まず、電話でかかりつけ医など地域の身近な医療機関にご相談のうえ、受診してください。



中野市事業継続給付金事業を ご活用ください

新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業収入が減少したものの、国の持続化給付金の対象とならない中小企業者や農業者などを対象に、最大10万円を給付します。

給付の対象となる方

市内に主たる事業所を有する中小企業者や、市内に住所及び事業所などを有し営農している方のうち、給付条件に該当する方（国の持続化給付金の給付要件に該当する方は除く）

給付条件（主なもの）

- ・2020年1月～12月までの期間のうち、前年同月と比較して事業収入が30%以上50%未満の範囲内で減少した月がある
- ・2020年1月～12月までのいずれかの月を含む事業年度と、当該事業年度の直近の事業年度を比較して、年間事業収入が30%以上50%未満の範囲で減少している

給付金額

1事業者につき10万円（1回限り）

※算定した事業収入の減少額が10万円に満たないときは、その額



◀ 給付条件・申請方法など詳しくは、市公式ホームページをご確認ください。

問 営業推進課 ☎(22)2111(内線272)

中野市地域 支え合い商品券の 使用期限は

12月31日(木)まで



◀ 利用可能店舗

☎(22)2111(内線481)

新型コロナウイルス感染症に関連する 人権への配慮について

新型コロナウイルスに感染した方やその家族、医療機関の関係者、特定の外国の方々、海外から帰国された方などに対する誹謗中傷や根拠のない差別的な書き込みがインターネットなどで広がっています。

このような誤った情報が広がることは、感染が疑われる症状が出て、相談や情報提供をためらってしまうなど、感染拡大防止を妨げることにもなりかねません。

新型コロナウイルスは細心の注意を払っていても誰でも感染する可能性があります。誤った情報や不確かな情報に惑わされ、人を傷つけるような言動をすることはあってはならないことです。相手を思いやる気持ちを持ち、確かな情報に基づいて人権に配慮した適切な行動をお願いします。

不安から、誰かを傷つけてしまうのも、誰かを偏見や差別から守れるのも私たちです。皆様のご理解、ご協力をお願いします。



相談窓口

- ◆中野市人権センター 人権相談専用電話
0269-26-2287（直通電話）
（平日 午前8時30分～午後5時15分）
- ◆みんなの人権110番（法務省）
0570-003-110
（平日 午前8時30分～午後5時15分）
- ◆子どもの人権110番（法務省）
0120-007-110
（平日 午前8時30分～午後5時15分）
- ◆外国人のための人権相談（法務省）
0570-090-911（平日 午前9時～午後5時）
- ◆長野県人権啓発センター 人権相談専用電話（長野県）
026-274-3232（午前8時30分～午後5時 月曜日休）
- ◆新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口（長野県）
026-235-7100（平日午前8時30分～午後5時15分）
※実際に被害を受けた方向けの相談窓口
- ◆新型コロナウイルス対策ダイヤル（長野県弁護士会）
026-232-2104（平日午前9時～午後5時）